

鎌倉市立小中学校における今後の教育活動について ～コロナ禍における鎌倉市学校継続ガイドライン（R5.4.7版）～

新型コロナウイルス感染症対策本部において、マスク着用の考え方の見直し等が行われたことを受け、本ガイドラインを次のとおり改訂します。学校生活でのマスクの着用を求めることはなくなり、また、健康チェック票の提出も必要ありませんが、毎朝の健康観察など引き続き感染防止対策へのご協力をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染症が5月8日に5類感染症に位置づけられることに伴う感染症対策の見直しについては、今後の政府方針を踏まえ再度通知する予定です。

1 基本的な考え方

学校では新しい生活様式で教育活動に取り組んでいるところです。引き続き児童生徒の安全、安心を第一とし、3つの密（密閉、密集、密接）を避けて、「手洗いの励行」「適切な換気」など持続可能な感染防止対策を行いながら、子ども同士のふれあいや健全な成長も大切にしたい教育活動を行っていきます。

2 感染防止対策について

(1) 基本的な感染防止対策

ア 感染源を絶つこと

- ・各家庭で毎朝健康状態を把握し、体調不良（発熱や喉の痛み、倦怠感等の様々な風邪症状）がある場合は、自宅で休養させてください。
- ・登校後に体調不良がある場合には、学校に留め置かず帰宅することになります。
- ・感染が心配で保護者が登校を差し控える場合は、欠席扱いとはしません。

イ 感染経路を絶つこと

手洗い、咳エチケットの指導をします。手洗いの回数が多くなりますのでハンカチやタオルを必ず持たせてください。

ウ 抵抗力を高めること

十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事に心掛けるよう、ご家庭でもご協力をお願いします。

(2) 集団感染のリスク対応

ア 次の「3つの密が重なる場」を避けるようにします。

- ① 換気の悪い密閉空間
- ② 多数が集まる密集場所
- ③ 間近で会話や発声をする密接場面

イ 適切な換気

可能な限り2方向の窓を開けて、常時換気を行います。十分な換気が確保できない場合には、扇風機やロスナイ等の補完的な措置を行います。

ウ マスクの取扱いはこちらのとおりとします。

- 学校生活においても、児童生徒及び教職員にマスクの着用は求めません。ただし、次の場合にはマスクの着用を推奨します。
 - ・登下校時（通勤ラッシュ時）等に混雑した電車やバスを利用する場合
 - ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱きマスクの着用を希望する児童生徒や、健康上の理由から着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにします。

- 長期間のマスク着用での学校生活によりマスクをしないことに抵抗感を感じている児童生徒もいることから、マスクを着用せずに学校生活を送ることを前向きに受け止められるように声かけするとともに、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導します。
- 新型コロナに限らず季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられます。

(3) 授業の方法等について

- ア 活動場所の適切な換気をして実施します。
- イ 対面形式となるグループ活動では、少人数で実施するとともに大声での会話は控えます。
- ウ 一斉に大きな声で話す活動では、近距離で向かい合っでの発声は控えます。
- エ 感染防止対策を行った授業の例
 - 理科、図工・美術：実験や観察、作品制作等において、共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、可能な限り身体的距離を確保します。
 - 音楽：児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏では、体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合っでの歌唱は控えます。
 - 家庭、技術・家庭：実習において、共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、可能な限り身体的距離を確保します。また、試食の際は、大声での会話は控える、席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の座席間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じます。
 - 体育、保健体育：密集する運動や組み合ったり接触したりする運動の場面では、大声での会話や発声は控えるとともに、見学や休憩時は、触れ合わない程度の距離を確保します。

(4) 学校行事等について

感染防止対策を講じたうえで実施し、感染対策上の保護者や来賓等の参加人数の制限は行いません。

(5) 部活動について

部活動については、対外試合や外部指導者の扱いも含め、国、県、市の方針・ガイドラインや関係組織・団体のガイドライン等に基づき基本的な感染防止対策を講じたうえで実施します。

(6) 給食等食事の場面

- ・食事の前後に手を洗い、会食にあたっては飛沫を飛ばさないようにします。
- ・適切な換気をしたうえで、大声での会話を控える、机を向かい合わせにしない、机を向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等を行います。

3 児童生徒への支援について

(1) 児童生徒の心のケア等について

コロナ禍でストレスを抱え、心身の不調を訴える、基本的生活習慣が崩れる、学校生活に適応できなくなるなど、一人ひとりに応じたきめ細やかな対応が必要な場合は、担任や教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー等による支援を行うとともに「24時間子どもSOSダイヤル」「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」「相談フォーム『子どもSOS』」を周知し、児童生徒の心のケア等に配慮します。

(2) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等について

- ・医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき、個別に登校の判断をします。
- ・基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をします。
- ・登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いについて、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱います。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒、基礎疾患のある児童生徒等については、配慮をします。

(3) 感染症の指導について

児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、これらの感染防止対策について、発達段階に応じた指導を行い、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、適切な行動をとることができるように指導していきます。

(4) 差別・偏見・いじめなどについて

新型コロナウイルスに感染した児童生徒が差別・偏見・いじめなどの対象にならぬよう、十分な配慮、注意を行います。各ご家庭においても、同様にご指導をお願いします。

4 児童生徒、教職員が感染した場合の対応

(1) 児童生徒本人が感染した場合

- ア 医療機関等から療養・自宅待機の期間が示された日まで、当該児童生徒は出席停止とします。
- イ 臨時休業等については、国、県、市の方針・ガイドラインに基づき判断します。

(2) 教職員が感染した場合（学級介助員・ALT等毎日の勤務でない職員及び学校の給食補助員も含みます）

医療機関等から療養・自宅待機の期間が示された日まで、出勤停止とします。臨時休業等については、上記(1)イと同様の扱いとします。

(3) 在校中に臨時休業等を決定した場合について

- ア 中学校については、一斉下校とします。
- イ 小学校については、お迎え下校（引き渡し下校）とします。

5 濃厚接触者となった場合

(1) 保護者等が感染し、児童生徒が濃厚接触者となった場合

児童生徒本人の陰性が確認された場合でも、定められた期間自宅待機とし、欠席とはしません。

(2) 教職員が濃厚接触者である場合

教職員本人の陰性が確認された場合でも、定められた期間自宅待機とします。

6 新型コロナウイルスワクチンを接種した場合

児童生徒の新型コロナワクチン接種及び接種後の副反応に係る出欠席については、保護者の申し出により、出席停止扱いとします。

なお、インフルエンザ等の他ワクチン接種は適用外となります。